

食の幸発信施設整備事業拠点施設基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル説明書

1 趣旨及び目的

雲南市は食や農の分野での地域内経済循環の核となる「販売・加工・交流」施設の整備にあたり、平成31年3月に基本計画を策定した。これを具現化する高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する最適な設計者を選定するため公募によるプロポーザルを実施する。

2 設計者選定の概要

(1) 主催者

雲南市

(2) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(3) 募集及び選定スケジュール

項 目	日 程
募集公告、説明書等の公表	6月27日(木)
参加表明書等に係る質問書の提出期限	7月 2日(火)
参加表明書等に係る質問書に対する回答の公表	7月 8日(月)
参加表明書等の提出期限	7月12日(金)
審査結果の通知	7月19日(金)
技術提案書等に係る質問書の提出期限	8月 8日(木)
技術提案書等に係る質問書に対する回答の公表	8月19日(月)
技術提案書等の提出期限	8月23日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング	8月30日(金)
審査結果の通知	9月 5日(木)

※ 上記日程は、都合により変更することがある。その場合は事前に連絡する。

(4) 選定委員会

本業務の選定にあたっては、雲南市プロポーザル方式受注者選定委員会条例により設置する食の幸発信施設整備事業拠点施設基本設計候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の評価に基づいて行うこととする。

3 業務の概要

(1) 業務名

食の幸発信施設整備事業 拠点施設基本設計業務

(2) 業務の内容

- ・ 基本設計
- ・ 概算工事費の積算業務
※構造別の概算積算による比較を実施する。
- ・ 用地全体の配置計画

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和2年3月18日まで

(4) 施設概要

- ア 施設の名称 食の幸発信施設整備事業 拠点施設
- イ 建設予定地 雲南市加茂町南加茂1228-35周辺
- ウ 用地面積 約1ha

エ 延床面積 拠点施設：950㎡（軒先部分は含まない）
オ 用途区域 都市計画区域

- (5) 想定事業費 概ね3億円（建築工事）※外構工事は含まない
(6) 委託料 雲南市が定める方式により算出した金額を上限として決定する。
(7) 説明会の開催

本業務に関する説明会は開催しない。個別に現地調査等を行う場合は、近隣居住者、通行人等に迷惑が掛からないように十分注意すること。

4 受注者の選定方式

(1) 方式

本業務の受託者選定は、単体企業又は代表企業と構成企業からなる設計共同企業体の組織とする。

(2) 設計共同企業体としての結成要件

- ア 自主的に結成された設計共同企業体であること。
イ 設計共同企業体の構成は、代表企業1者と構成企業1者の2者とする。
ウ 本業務の履行に必要な要員を担当チームに配置できる者であること。
エ 設計共同企業体の構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の設計共同企業体の構成員となることはできない。

(3) 単体企業及び設計共同企業体の各構成員の共通資格要件

- 参加者は、次の要件を全て満たしていなければならない。
- ア 雲南市の平成31・32年度測量・建設コンサルタント業務等有資格者名簿に建築関係建設コンサルタント業務で登録されていること。
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
ウ 告示日から委託契約の締結日までに、雲南市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。また、国及び他の地方公共団体の指名停止等の措置を受けていない者であること。
エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
オ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(4) 単体企業の資格要件

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をし、設計・工事監理業務を（参加表明書提出期限時点）10年以上継続していること。
イ 平成21年4月以降で、延床面積1000㎡以上の新築工事を国または地方公共団体から元請けとして受注した実績がある。さらに延床面積300㎡以上の国土交通省が定める「官庁施設の設計業務等積算要領（別表）」の別表1-1建築物類型の第2号又は第5号に該当する施設の新築工事を受注した実績があること。
ウ 中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）に本社又は、入札・契約に関する

- 権限を委任された支社を有すること。
- (5) 設計共同企業体の代表企業の資格要件
- ア 上記(4)のア及びイの要件を満たしていなければならない。ただし、設計共同企業体による受注については、代表企業のみ認める。
- イ 出資比率が1/2を超えていること。
- (6) 設計共同企業体の構成企業の資格要件
- ア 次のいずれかの要件を満たす者
- (ア) 雲南市内に本社を有する者
- (イ) 雲南市内に入札・契約に関する権限を委任された支社または営業所を有する者
- (ウ) 島根県東部(松江市、安来市、出雲市、奥出雲町、飯南町)に本社を有する者(入札・契約に関する権限を委任した者を除く。)
- イ 建築士法(昭和25年 法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録をした者であること。
- (7) 協力者(協力事務所)の構成要件
- 単体企業及び設計共同企業体は、本業務に関して専門分野についての協力者(協力事業所)を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルへの参加及び他の設計共同企業体の協力者(協力事務所)となることはできない。
- (8) 業務実施上の条件
- ア 管理技術者(注1)は、一級建築士であること。
- イ 管理技術者及び主たる分担業務分野(注3)(建築分野)の主任担当技術者(注2)は、構成する企業の組織に属していること。
- ウ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者はそれぞれ1名であること。
- エ 管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者が記載を求めるほかの分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- オ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている設計業務(工事監理業務は除く。特定後未契約のものも含む。)が、原則として3件未満であること。
- カ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、平成21年4月以降で、延床面積1000㎡以上の新築工事を国または地方公共団体から元請けとして受注した実績がある。さらに延床面積300㎡以上の国土交通省が定める「官庁施設の設計業務等積算要領(別表)」の別表1-1建築物類型の第2号又は第5号に該当する施設の新築工事を受注した実績があること。
- キ 主たる分担業務分野(建築分野)を再委託しないこと。
- ク 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタントは、国及び地方公共団体の指名停止等の措置を受けていない者であること。

注1 「管理技術者」とは、「設計、測量業務等委託契約書」第9条の定義による。

注2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。

注3 分担業務分野の分類は総合、構造、設備(※1)とする。なお、提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、当該分野の業務内容及び分野を追加する理由を明確にすること。ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしていなければな

らない。

※1：国土交通省告示15号 別添一 1. 設計に関する標準業務 (一) 基本設計に関する標準業務
(ロ) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書の設計の種類

(9) 参加に対する制限

次の各項目に該当する者は、単独企業又は設計共同企業体の各構成員として参加することはできない。

- ア 選定委員会の委員(以下「選定委員」という。)
- イ 選定委員及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者
- ウ 選定委員が大学に所属する場合において、その選定委員の研究室に現に所属する者

(10) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ア 担当部局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合(本説明書等に定める手続きは除く。)
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ウ 提出書類が本説明書等の提出方法に適合しない場合
- エ 提出書類が本説明書等に示された条件に適合しない場合
- オ 虚偽の内容が記載されている場合
- カ 他の参加者のプレゼンテーション・ヒアリング審査を参観又は聴講した場合
- キ その他本説明書等に違反すると認められた場合

(11) 評価基準

ア 技術提案書提出者の選定基準

評価項目(配点)	評価事項
・これまでの業務実績及び設計業務の体制 ・担当チームの能力	① 設計事務所(設計共同企業体)の規模、能力 ② 過去の実績 ③ 受賞経歴 ④ 技術者の資格、経験

イ 技術提案書の特定基準

評価項目	評価事項
技術提案書	① 本業務への取組意欲 ② 取組体制、設計チームの特徴 ③ 特に重視する設計上の配慮事項 テーマ①：地域製品の販売拠点について 1) 農産物や加工品、総菜等の販売など「地産地商」に適した店舗を提案すること。 ※農産物の鮮度維持や出荷量の変動に対応する工夫 ※地域産品をPRする工夫 ※イートインスペースの活用を推進する工夫 テーマ②：雲南市らしい交流拠点の核となる施設整備について 1) 周辺景観に調和するとともに、雲南市のランドマークとしてPRできる施設を提案すること。 2) 来場者の滞在時間を長くする工夫を施設に盛り込み提案すること。 ※隣接施設(道の駅、ふるさと尺の内公園、尺の内農園)との回遊性を高める工夫、隣接施設との連携提案。 ※週末のファミリー層を取り込む工夫 ※軒先のイベントスペースに対する工夫 3) 生産者並びに地域住民が積極的に活用したくなる施設を提案すること。

	<p>テーマ③：利用者にやさしい施設整備について</p> <p>1) はじめてきた人でも分かり易い動線や配置計画、バリアフリー化など、快適性や利便性に優れた施設を提案すること。</p> <p>2) 安全性の高い駐車場になるよう配置計画を行うこと。</p> <p>3) 適切な位置に緑化ゾーンを配置すること。</p> <p>テーマ④：コスト低減を図りながら、市内産木材の活用を推進する具体的な方策を提案すること（構造は木造に限らない）。なお、コスト低減など明確な理由がある場合には、施設の分離・再構成も可能と認める。</p> <p>テーマ⑤：省エネルギー・省資源や新エネルギーの活用等による環境負荷の低減に関する考え方を提案すること。</p> <p>テーマ⑥：初期投資及び維持管理コストの縮減に関する具体的な方策を提案すること。</p> <p>※雲南市の地域特性を考慮し、上記のテーマについて提案して下さい。 なお、総面積の中で各部屋の面積が変わることは認めるが、加工場の面積は基本計画に合わせることを。</p>
--	--

5 担当部局

雲南市産業観光部商工振興課

住 所：〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521-1

TEL：0854-40-1052

FAX：0854-40-1059

Eメール：shoukoushinkou@city.unnan.shimane.jp

6 参加手続き

(1) 説明書等の公表

説明書、様式集(以下「説明書等」という。)は、雲南市ホームページからの入手を原則とする。ただし、1者につき各1部を配布することができることとする。

(2) 参加表明書等に係る質問の受付

参加表明書等に関する質問がある場合は、下記により「参加表明書等に関する質問書」(様式第14号)を提出するものとする。口頭による質問は受け付けない。

ア 提出期限 令和元年7月2日(火) 午後5時まで

イ 提出先 雲南市産業観光部商工振興課

ウ 提出方法 雲南市産業観光部商工振興課へEメールにより提出するものとする。なお、Eメールの標題に「食の幸発信施設整備事業拠点施設基本設計プロポーザル参加表明書等質問書」の文字列を必ず入力し、雲南市産業観光部商工振興課に電話で受信確認をすること。

エ 回答方法 令和元年7月8日(月)午後5時までに、雲南市ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書等の提出

本業務に参加を希望する者は、下記により参加表明書(様式第1号)及び参加表明書関連書類(様式第2号から様式第7号まで)を提出するものとする。

ア 提出期限 令和元年7月12日(金) 午後5時まで

イ 提出先 上記6(2)のイと同じ

ウ 提出方法 雲南市産業観光部商工振興課へ持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで。)又は郵送(提出期限までに雲南市産業観光部商工

振興課必着とし、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とする。)

エ 提出部数 様式第1号は1部、その他の様式は12部提出とする。(正本、複本ともに、ファイル綴じとする。)

(4) 書類審査結果の通知

書類審査結果は、令和元年7月19日(金)午後5時までに、参加表明書を提出した設計共同企業体にEメールにて通知するとともに、後日文書にて通知する。

(5) 技術提案書等の提出

下記により技術提案書(様式第7号~様式第14号)を提出するものとする。

ア 提出期限 令和元年8月23日(金) 午後5時まで

イ 提出先 上記6の(3)のイに同じ

ウ 提出方法 上記6の(3)のウに同じ

エ 提出部数 様式第8号は1部、その他の様式は12部提出とする。(正本、複本ともに、ファイル綴じとする。)

オ 作成方法 「技術提案書作成要領」のとおりとする。

カ 技術提案書等に係る質問書の受付

技術提案書等に関して質問がある者は、下記により「技術提案書等に関する質問書」(様式第15号)を提出するものとする。口頭による質問は受け付けない。

(ア) 提出期限 令和元年8月8日(木) 午後5時まで

(イ) 提出先 上記6の(2)のイに同じ

(ウ) 提出方法 雲南市産業観光部商工振興課へEメールにより提出するものとする。なお、Eメールの標題に「食の幸発信施設整備事業拠点施設基本設計プロポーザル技術提案書等質問書」の文字列を必ず入力し、雲南市産業観光部商工振興課に電話で受信確認をすること。

(エ) 回答方法 令和元年8月19日(月) 午後5時までに、雲南市ホームページに掲載する。

キ 資料の貸与

技術提案書の提出通知を受けた単体企業又は設計共同企業体には、次の資料を貸与する。ただし、貸与された資料は、第三者(協力事業所を除く。)に貸与してはならないものとする。

(ア) 食の幸発信推進事業 基本計画(平成31年3月策定)

7 審査方法

審査は、次のとおり実施する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書提出者は、技術提案書の内容について下記によりプレゼンテーションを行うものとする。また、同時にヒアリングを実施し、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定するものとする。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングについては、公開により市民の傍聴ができる状態での実施を予定している。

ア 実施日(予定) 令和元年8月30日(金)予定

※詳細日時、場所、留意事項等は、技術提案書提出者の選定後、選定された者に対して別途通知する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、令和元年9月5日(木)午後5時までにプレゼンテーション及びヒアリング参加者に対しEメールにて通知するとともに、後日文書にて通知する。なお、審査講評について雲南市ホームページ等により後日公表する。

8 業務委託契約の締結

市長は、選定委員会が選定した最優秀提案者を第1契約候補とし、契約交渉を行うものとする。ただし、不調となった場合は、優秀提案者と契約交渉を行うことができるものとする。

9 その他

- (1) プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限までに参加表明書等が到着しなかった場合は、技術提案書の提出はできないものとする。
- (3) 技術提案書等の提出は、1単体企業又は1設計共同企業体につき1案とする。
- (4) 提出期限以降における参加表明書等及び技術提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 提出された書類は、返還しない。
- (6) 提出された技術提案書は公正性、客観性を期するため公表することがある。
- (7) 提出された書類は、審査以外の目的で無断使用しない。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (9) プロポーザルは、設計候補者を選定するために必要な提案を受けるものであり、雲南市は選定された候補者の提出案に拘束を受けるものではない。
- (10) 提出書類に記載された配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することはできない。
- (11) 参加者は、本説明書に定める諸条件に同意したうえで、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (12) 手続きにおいて使用する言語は、日本語とする。
- (13) 他の文献を引用した際は、出典を明示すること。
- (14) 本業務においては、関連業務である用地造成に関する測量設計業務の委託事業者との連携が不可欠であるため、採択後、事業者間相互の理解・協力のうえで実施するよう留意すること。
※造成設計にかかる協議、開発行為申請に関するデータ提供など
- (15) 本業務後の実施設計は、別途契約し、実施する。